

『知識論決擇』(Pramānaviniścaya) 第三章(他者の爲の推論章) 和譯研究 ad vv. 64-67 (下)

岩 田 孝

前稿⁽¹⁾での和譯研究 (ad vv. 64-67 (上)) においては、1. 自性證因に基づく推論例として、原因全體より結果生起適合性を導出する推論を取り出し、その特徴を分析した。更に、2. 結果證因に基づく推論例として、或る物の味からその物の顯色を導出する推論を取り挙げ、その推論の基盤となっている事實的關係の分析を通して、推論の構成を考察した。前稿の導入部分において述べた如く、『知識論決擇』の第64偈より第67偈までの論述において法稱の目的とした所は、世間周知の正しい推論での證因が、法稱の説く本質的結合關係 (svabhāvapratibandha) に基づいた三種の正證因 (自性證因・結果證因・非認識證因) のいずれかに必ず所屬する、ということを證明する點にあった。これによって、法稱は、すべての正證因が本質的結合關係のみに準據する、という自ら導入した根本原則の妥當性を證示することを意圖したのである。

本稿では、上述の前稿での論點の第二——結果證因に基づく推論例の分析——についての論述を繼承して、次の諸點を考察の對象とする。

- 2.1 (承前) 前稿で論題とされた「味による顯色の推論」の場合、その歸結には、付せられるべき時間限定のあることを指摘し、更に、この推論と同類な、結果證因に基づく推論を例示する (ad v. 65)
- 2.2 全體から全體の一部を推論する場合の證因「全體」を結果證因に歸屬させる (ad v. 66)
- 2.3 別所に並存する兩者の一方 (ex. 水) から他方 (ex. 水を受け止める底) を推論する場合の證因を結果證因に歸屬させる (ad v. 67)

『知識論決擇』第65偈及びその自註においては、次の見解——同一の原因か

ら生じた二つの結果（或る物の味とその物の顯色）の中の一方（味）を證因として、他方（顯色）を推論する場合、この證因は結果證因に所屬するという見解——が、法稱の定説として意圖されていた。そしてその定説が如何に證明されるのかという點につき、これまで考察してきた。實は、この證因を結果證因に歸屬させる際に法稱が採用した考え方を應用すると、以下の考察に見る如く、他の諸證因を結果證因に還元することをも容易に説明可能となるのである。その意味で、この證因「味」を結果證因に歸屬させる際の考え方は、これからの考察の對象となる「諸々の證因を結果證因に還元することの證明」において基本的な思考型となっている、とすることができる。そこで、以下の和譯の導入として、「顯色」なる歸結を導出する證因「味」が結果證因になる、ということを示したその證明に際して、基本となった考え方を、註釋をも参照しながら、抽出してみよう。

(イ) 或る物に味と顯色とがあるという事象を、両者が同時に存在するという靜止的な側面のみから考察するのではなく、動的な側面、即ち、味と顯色とにそれぞれの質料因を加えた因果關係——時間的に前後關係の入った力學的關係——に着目して考察を行う。

(ロ) 或る時點 (t_1) での味 (X_1) と、それを能生する味質料因 (X_0) ——つまり味 (X_1) の時點 (t_1) の直前の時點 (t_0) に存した味 (X_0) —— とには、味 (X_1) が所生なる結果で、味質料因 (X_0) が能生なる原因という因果關係が成立する。この因果關係を論理的に捉え直すことにより、「味」を結果證因として、原因「味質料因」がある、という推論が得られる。

(ハ) ²味 (X_1) と、味 (X_1) と同時にある顯色 (Y_1) とには、必ず互いに非別離たること (parasparāvinirbhāganiyama) が現に經驗されている。その非別離性を成立させるのは、兩者の結合關係 (pratibandha) である。結合關係と言え、まず、兩者の同一性 (tādātmya) が考えられるが、今の場合、味と顯色とは、それぞれ、舌識の對象、眼識の對象として區別されるので、同一なものではない。また、兩者には能生・所生の因果關係も成立しない。同時に存する兩者には、牛の兩角の場合の如く、能生・所生の關係は不可能だからである。更に、兩者の和合 (samavāya) も結合關係とみなされない⁽³⁾。そう

ではなく、味 (X_1) と顯色 (Y_1) とが、同一の十全な原因全體より——味の質料因 (X_0) と顯色の質料因 (Y_0) より——生ずること、將にこの「同一な原因全體より兩果の生起」という因果關係こそが、兩者を必然的に非別離たらしめる結合關係である (ekasāmagryadhinatvaṃ pratibandhaḥ)²⁾。特に、味 (X_1) が生じている時點では、それと同時の顯色 (Y_1) も、原因全體を同じくするので、生じている。この事實的事象は、味 (X_1) の存在する時點に立って推論する場合、そのまま、論理的關係へと變換され得る。つまり、「味 (X_1) の原因全體 (=味質料因と顯色質料因) があれば、必ず、顯色 (Y_1) もある」という論理的命題が、事實的事象の意味する所に準じて間接的に得られる。

(二) この様に、「味」なる結果證因によって、原因「味質料因」が導出された場合、その味質料因には、「補助因となって顯色を能生する」という特性が存するので、この顯色能生という事實を媒介にして、顯色があるという認識の成立することが含意される。これが、第65偈において、「顯色を……認識することは、[味の質料] 因に存する特性 (hetudharma) (=顯色能生という特性) を推論することにより [、間接的に成立する]。……」と説かれたことの内容である。

以上の推論における、證因から歸結に至るまでの認識過程を分析的に記述するならば、それは、次の二命題の連立として表示されよう。

┆味 (X_1) があれば、味質料因 (X_0) がある

┆味質料因 (X_0) と顯色質料因 (Y_0) とからなる原因全體があれば、顯色 (Y_1) がある

同様な論理によって、煙を見て、灰や炭があると推論する場合も、次の如く表示される。

┆煙 (X_1) があれば、火 (X_0) がある

┆火 (X_0) と薪 (Y_0) とからなる原因全體があれば、灰・炭 (Y_1) がある

上述の推論での認識過程の中には、「味と顯色 (／火と薪) という兩質料因からなる原因全體があれば、顯色 (／灰・炭) なる結果あり」という命題が入

っているが、これは、「原因全體あれば、結果あり」という包攝關係の應用である。

所で、Pvin III v. 64 及びその自註によれば、この包攝關係「原因全體 → 結果」の中の包攝する方の要素である「結果」とは、嚴密には、文字通りの結果生起ではなく、結果生起適合性／可能性であった。となれば、顯色を能生する原因全體が揃ったとしても、「顯色の生起が可能」という歸結のみが推論されるのであって、顯色そのものが推論されるとは言えないのではないか、という疑問が生じてこよう。或いは次の如き懸念も考えられる。この結果生起適合性を導出する證因「原因全體」は、Pvin III v. 64 及びその自註において、自性證因とみなされた。そうなると、「味」による「顯色」の推論は、二つの推論の組み合わせとなろう、即ち、「味」なる結果證因による推論と、「顯色の原因全體」なる自性證因による推論という二つの推論の連立になろう。つまり、
「味」（結果證因）により「味質料因」を導出する。

味質料因と顯色質料因が原因全體となり、この「原因全體」（自性證因）より「顯色」を導出する。

という二つの推論から構成されることになろう。従って「味」による「顯色」の推論は、法稱の意圖する如く、結果證因「味」のみによる推論にはならないのではないか⁽⁴⁾、という懸念も生じてこよう。

これらに對して、法稱の立場から答えるとするれば、次の様に言うことができよう。ここで歸結される顯色は、“推論の時點で既知となっている味 (X_1) と同時點上にある⁽⁵⁾”という限定の付いた特定な顯色 (Y_1)である。そして、既知となった味 (X_1) の直前の時點には、顯色 (Y_1) を能生する爲の原因全體が既に揃っている。この様に時間的限定の付加された特定な顯色 (Y_1)が推論の歸結である場合には、「味」により味の質料因 (X_0) があると推論するだけで、その味の質料因 (X_0) と顯色の質料因 (Y_0) (=原因全體) によって既に生じている顯色、顯色 (Y_1)、があることも自明的に認められる。つまり、顯色の生起適合性があるという認識だけでなく、顯色そのものが必ずあるという認識も得られる。従って結果證因「味」により「味質料因」を推論した後に、敢えて、自性證因「原因全體」により「顯色生起／生起適合性」を導出する、

という推論を行う必要はない。以上により、味により顯色を推論することは、認識過程としては二つに分けられるとしても、論理形式としては、結果證因のみによる推論に外ならない、とこの様に答えることができるであろう。別言すれば、味による顯色の推論の中に「原因（＝自性證因）から結果を推論する」という過程が含まれないことを成立させる爲には、つまり、ここでの證因が「味」なる結果證因のみであることを成立させる爲には、推論の歸結に對して時間的限定——味（ X_1 ）と同時にある顯色、又は、それ以前にあった顯色が推論の歸結であるという限定——が必要である。もし、この限定をせず、證因「味」によって任意の顯色、つまり、未來の時點の顯色をも推論する、と定言するならば、その歸結を「顯色の生起適合性／可能性」と改めない限り、この推論は歸結の導出に關して不確定とならう。未來の結果としての味は、原因全體が揃ったとしても、必ず生起するとまでは確定されないからである。そこで、法稱は、この種の推論の場合、未來の結果を推論の歸結から除外すべきであることを次の様に述べている。

(311b⁴⁻⁵) その場合でも [、即ち、味より顯色を推論する場合でも]、
[味を経験して、その味より、] 過去の諸 [對象（＝味の質料因など）]、
及び、[味と] 同時點上の諸 [對象（＝顯色）] を [論理的に] 認識 [できる] が、
[現在の味を證因として、それより] 未來の諸 [顯色] を [論理的に認識することはでき] ない、
[未來の結果の導出に關しては] 逸脱 [性がある] からである (vyabhicārāt)。以上により、これ（＝味による顯色の論理的認識）も結果證因によって生ずる (kāryaliṅgaja) [認識である]。

未來に生ずる結果は、現在にある原因以外の或る新しい原因とも結びついて生じ得る。しかし、その原因が加わることについての必然性はない。従って未來の結果は必ずしもすべて生ずるわけではない。それ故に、現在の事象を證因として未來の事象を推論することは一般的にはできない、というのである。因みに、Karaṇakagomin は、この意趣に則して、「今日、太陽が昇ることから、明日も太陽が昇ることを導出する」という様な推論も、それを確定する證因が無い故に、本來的には推論ではない、と述べている。それは、恰も、「今日、

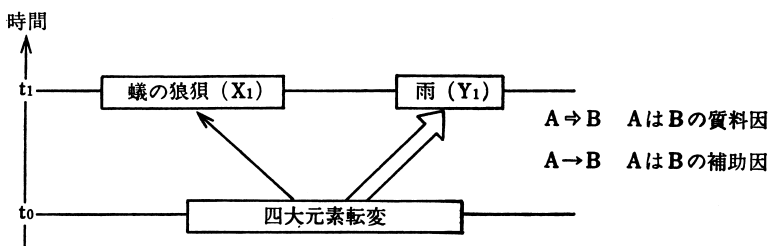
驢馬を見たということから、明日に太陽が昇る」と推論することの如く、妥當性のない推論である、とみなすのである⁶⁾。

PVSV では、以上の論述の後に、三種の證因以外の證因は、その證因による歸結に關して、同一性の關係にもなく、また、因果性の關係にもないので、歸結との不離の關係 (avinābhāva) を満たさない、従って、正しい證因ではない、という主旨の結論が付されている (cf. PVSV p. 8, 12f.)。この結論——つまり、世間で認容される諸々の正證因は、それらを分析すると、必ず本質的結合關係に基づく三種の證因のいずれかに歸屬する⁷⁾ という結論——は、PVin III においても、そのまま用いられるが (cf. PVin III 313a²⁻³)、この結論の前に、PVin III では、世間で認容される證因で、結果證因に歸せられる諸證因についての詳しい記述が挿入されている。以下の諸節において、これら諸例の分析が行われる。まず、蟻や魚などが動搖するのを見て、雨が降る、と推論することなどの世間周知の推論が取り挙げられる。この種の推論が結果證因による推論に歸屬するということの證明は、顯色を推論する爲の證因「味」を結果證因に歸屬させる際に用いた上述の考え方をそのまま適用することによって、可能になるのである。

(311b⁴⁻⁶) このことから、〔、即ち、同一の原因全體より生ずる一方の結果「味」から、他方の結果「顯色」を推論することが、結果證因による推論であることから〕、蟻が〔卵を抱いて〕移動すること⁸⁾ や、魚が動搖〔して飛び上ること〕など〔を證因とし、それら〕によって、雨などを推論することも〔、結果證因による推論である、と〕説明されたことになる。その場合にも、雨の原因である〔四大〕元素 (bhūta) の或る〔轉變〕のみが、蟻等の狼狽等の原因である。〔また、〕顯色によって觸 (sparśa) を推論すること〔も〕、結果證因に基づいて生ずる⁹⁾。何となれば、顯色〔や聲〕などは〔四大〕元素によって〔成立し、その四大元素は觸の一部になっている〕からである¹⁰⁾。

蟻の狼狽等から雨を推論する場合、その根據となる因果關係を、Dharmotara は「〔四大〕元素の或る特定な状態のみが、雨〔の原因であり、〕また、蟻の移動や魚の動搖の原因である」(PVinT(Dh) 137a⁵⁻⁶) と解説する。これ

は、「雨と蟻の狼狽等とからなる兩結果が、四大元素の轉變のみによって生ずること」、つまり、「四大元素の轉變が、それら兩結果の生起の爲の共通な原因全體であり、それによって (ekasāmagryadhina)⁴⁴ 兩結果が生ずること」を含意する。勿論、嚴密には、共通な原因全體は、四大元素の轉變と蟻の質料因（＝直前の時點にあった蟻）とから構成されるのであろうが、ここでは、蟻の質料因を省略したのであろう。この場合の因果關係は次の如く圖示される。



この事象を論理的に捉え直すと次の如くなる。「蟻の狼狽」を結果證因として、その原因「四大元素の轉變」が推論される。この原因には雨を生起するという特性がある。そこでこの雨の能生性を認識できる。或いは、蟻が狼狽している時點での雨の存在を認識することができる⁴⁵。従って、蟻の狼狽等による雨の推論は、結果證因に基づく推論であるとみなされる。勿論、未來の降雨については、降雨適合性が導出されるのみで、降雨そのものの確定的な導出は不可能である⁴⁶。先に、この種の結果證因による推論の歸結に對して、「未來の事象を除く」という限定が必要である、と説かれたが、その限定の必要なことは、味による顯色の推論の場合に比較して、この推論の場合にはより明瞭に理解されよう。

2.2 全體からその一部を推論する場合、證因は結果證因に所屬する

以上の如く、同一原因全體による結果生起という因果關係に準據して、推論の證因を結果證因に還元する例を示した後に、法稱は、別種の因果性に基づいた結果證因を取り擧げる。それが、「全體の一部」を歸結として導出する「全體」なる證因である。或る個物の構成部分を知って、その個物が何であるかを

認識することは、日常的に経験される場所であるが、逆に、全體を知ることから、その一部を認識する場合も有り得る。例えば、或る個物を牛であると見分けることができても、何等かの障害物がある爲に、牛の或る特定な部分を知覚できない場合、つまり、個物の或る部分、垂肉・尾・蹄など、を知って、その個物を牛であると見分けることができても、他の部分、角など、を知覚できない様な場合に、個物が牛であることを證因として、角などの部分はその個物にあるはずだ、と推論することは、世間上で認められている⁴⁾。それではこの推論の證因は如何なる種類の證因に歸するのか。つまり、證因に用いた牛と、歸結の指示する角とには、同一性も因果性も成立しない、従って、この證因は、正しい證因であるにもかかわらず、自性證因・非認識證因にも結果證因にも屬さないことになるのではないか、という問題である。それに對して、この證因は結果證因であると、法稱は定説する。結果證因であることを證する爲には、歸結と證因との間に何等かの因果關係が必要である。然るに、同時點上にある角と牛とには、能生・所生の因果關係は成立しない。そこで、法稱は、證因である牛性——“牛”とみなすこと——と、歸結である角との間の因果性を次の如く讀み込む。「個物は、牛である故に、角を有する」という推論での證因「牛」とみなすこと」は、個物を“牛”と表現し、認識し、それに基づいて日常活動を行うこと、即ち、これら諸々の言語活動 (vyavahāra) を意味する。これは、次の第 66 偈では「[“牛”として] 全體を確定して定立すること」(vyavasthā) に相當する。この言語活動と角の間には、「牛」とみなす言語活動——“牛”としての確立——は、部分としての角などがなければ、有り得ない」という不離の關係のあることが認められている。法稱は、この不離の關係の成立する根據を、「牛”としての確立は、それを可能にする原因としての角等がなければ、有り得ない、即ち、角等が原因で、“牛”としての確立はその結果である」という因果關係として捉えるのである。以上の説を法稱は次の如く説く。

(311b⁶⁻⁷) それでは、「[或る個物は、] 牛であるが故に、[その部分としての] 角を有する」という [推論] は、如何にして [三種のいずれかの正證因による推論となるの] か。 [答] その場合にも

〔“牛”として〕全體を確立すること (samudāyavyavasthā) [を可能にする] 原因は、全體を有するもの (samudāyin) (=牛なる全體の諸部分) であるので、[ここには、] それら (=角等の諸部分) がなければ、それ (=“牛”としての全體の確立) が [有り得] ない [という不離の關係が成立する。それ] 故に、[結果⁴⁴としての] 牛性 [、即ち、“牛”としての全體の確立が、結果證因となり、それ] により、[“牛”としての確立の爲の原因⁴⁴たる、部分としての] 角を [個物は] 有する [、と推論することが可能なのである]。(v. 66)

ここでの推論は次の如く略記される。

個物 (=主題) : 牛性 (=證因) → 有角性 (=歸結)

この推論の證因である牛性とは、“牛”として個物全體を確立することであり、それは、註解によれば⁴⁴、“牛”とみなす言語活動に適していること (-yogyatā)、即ち、その言語活動がなされ得ることをも意味する。法稱が、上述の論述において、“牛”としての確立と角との間に、不離の關係のあることに注目したのは、即ち、「角などの諸部分 (Y) がなければ、“牛”としての全體の確立 (X) は有り得ない」という不離の關係に注目したのは、この關係によって、否定的包攝關係、更には、肯定的包攝關係が可能になる、と考えたからである。この不離の關係は、恐らく、「牛を構成する諸部分がなければ、牛なる全體もない」という考え方に基づくものであろう。更に、この不離の關係、及び、これによって含意される「他方 (Y, 牛の部分) なければ、一方 (X, 牛の確立) もなし」という論理的關係が可能になるのは、その根據に、因果關係——「他方 (Y, 牛の部分) が原因で、一方 (X, 牛の確立) が結果である」という因果關係——が成立するからである、と法稱は考える。他方 (Y, 牛の部分) は、一方 (X, 牛の確立) が成立する爲には、缺くことのできない要因であるので、一方 (X, 牛の確立) の原因とみなされる、というわけである。これによって、“牛”としての確立と、角との間にも、個物に角の有ること (Y) が原因で、個物に関して“牛”としての確立のあること (X) はその結果である、という因果性を見出すことが可能となる。

この様に因果性が導入できれば、證因——「牛性」, 「牛」としての確立」——を結果證因に歸屬させることは容易である。まず、先の不離關係に因果性を含めると、それは、「原因である角等の諸部分 (Y) がなければ、結果である“牛”としての確立 (X) はない」という命題になる。これは、因果性に基づく否定的包攝關係 (vyatireka) を示している。次に、これを同義の肯定的命題に變換すると、「牛」としての確立 (=結果) (X) があれば、角等の諸部分 (=原因) (Y) がある」という肯定的包攝關係 (anvaya) を示す命題が得られる。この包攝關係を推論の主題である個物に適用すると、「個物は、牛性の故に (即ち、“牛”として確立される故に)、角を有する」という推論が可能になる。この場合、證因「牛性」の指示する事象である“牛”としての確立は、歸結の指示する事象である角を有することの結果である。従って、證因「牛性」は結果證因に歸せられる。法稱はこの點を次の如く説いている。

(311b⁷-312a¹) 垂肉 (sāsnā)・角など [からなる] 全體が牛である。従って、[“牛”として] 全體を確立すること、これは、全體を有するもの (=角等の部分) を原因としている (-nimitta*) [。そのこと] から、それ (=原因としての角等の部分) がなければ、[結果としての“牛”との全體の確立も有り得] ない [、という不離の關係が成立] し、[この關係により、或る個物に、この不離關係を満たす“牛”との確立 (=結果) が] あれば、自らの (=その“牛”としての確立の) 原因 [である角を有することなどが、その個物にあること] を示す [ことができる。以上] により、牛性 [、即ち“牛”としての確立、なる結果を證因とすること] によって、[原因である] 角を有する [こと] などを認識することは、結果證因から生じた [認識とみなされるのである]。

Dharmottara, Bu ston の註解¹⁰⁾ を参考にすると、牛より角を導出する推論の各要素は次の如くである。主題 (dharmin) は、“牛”としての確立に關して逸脱性のない、既知の多くの部分 (／そうした部分を有する個物) である。證因は、“牛”としての言語活動への適合性である。歸結は有角性である。證因と歸結との間には、角を有することは、“牛”としての言語活動 (／その適合性) を成立させる原因である、という因果關係が考えられるが、「この場合、

因果關係は、[分別された]相に基づく (lākṣaṇika*) [關係] であって、**實質的に成立する (vāstava*) [關係]**ではない。[即ち、]角等の諸部分に對して“牛”とみなす言語活動を起すので、“牛”とみなす言語活動への適合性が、角等を原因とする [と分別するのである]」(PVinT(Dh) 138a⁴⁻⁵)⁷⁴。“牛”とみなす言語活動の爲には、角等の諸部分が不可缺である。そのことから、角等に對して、その言語活動（/その適合性）の爲の原因たることを分別によって施設するにすぎない、というわけである。この様な、**実際には成立していない因果關係に基づく結果證因も、歸結を導出することが有り得る**、ということを示す爲に、通常の因果關係に基づいた結果證因による推論とは別個に、「個物は、牛とみなされる故に、角を有する」という推論例を示したのである⁷⁵、と註解者は解釋している。

所で、日常的には、上述の如き牛なる全體による部分の推論のみならず、部分による全體の推論（＝垂肉・蹄等の既知の部分⁷⁶を證因として“牛”とみなす言語活動適合性を推論すること）や、全體の既知の部分から未知の他の部分を推論することも經驗される。これらの推論の證因はどの様に解されるのか。註解⁷⁷によると、次の如く分類される。最初の推論の場合

個物：垂肉・蹄等を有すること → “牛”との言語活動適合性

牛の既知の諸部分が、“牛”とみなす言語活動の爲の十全な原因全體となっている。ここに、先述の第64偈にて意圖された定説——「原因全體は、それが結果生起適合性を導出する場合、自性證因とみなされる」という定説——を適用すると、牛の既知の部分も原因全體なので、「牛の既知の部分」なる證因は自性證因に還元される⁷⁸。一方、第二の推論の場合

個物：垂肉・蹄等を有すること → 角等を有すること

牛の既知の部分（＝證因）と未知の部分（＝歸結）とは、共に、同一の原因全體から生ずる、即ち、それら諸部分の質料因のみから生ずる、という因果關係がある。この質料因とは、現にある牛の諸部分の時點の直前に存在していた牛の諸部分である。所で、一方（證因）と他方（歸結）とが同一の原因全體から生ずる場合には、一方は結果證因に歸せられた。それは、味による顯色の推論において、味（＝證因）と顯色（＝歸結）とが同一の原因全體より生起するこ

とから、證因「味」が結果證因とみなされた場合（第65偈参照）と同様である。いま、牛の既知の部分（＝證因）も未知の部分（＝歸結）も、同一の原因全體より生ずる。従って證因「牛の既知の部分」は結果證因に歸せられる。以上の推論での包攝關係は次の如く略記される。

- ┌ “牛”との言語活動（＝結果證因） → 牛の部分
 （／その適合性）
- ┌ 牛の部分 （＝自性證因） → “牛”との言語活動適合性
- ┌ 牛の一方の部分 （＝結果證因） → 牛の他方の部分

2.3 別所に並存する兩者の一方から他方を推論可能な場合、その證因は結果證因である

證因と歸結との指示對象が、別々な場所に並存する場合でも、歸結による證因の包攝關係が確定されることがある。例えば、水の靜止を證因として、その水の依止となる底を歸結する場合や、水鳥の舞い下りて止まることを證因として、その付近に水の存することを歸結する場合である。法稱によると、これらの證因も結果證因に歸せられる。このことの證明に際しても法稱は、推論の背景となる事實的因果關係の考察を行っている。それは、味から顯色を推論する場合（cf. 第65偈）に採用された「質料因と補助因による結果の生起」という因果關係である。

2.3.1 靜止水より、水を受け止める依止底を推論する場合、法稱は、「水の靜止は依止底より生じた結果である」という因果關係を用いて、この證因を結果證因に歸屬させている。

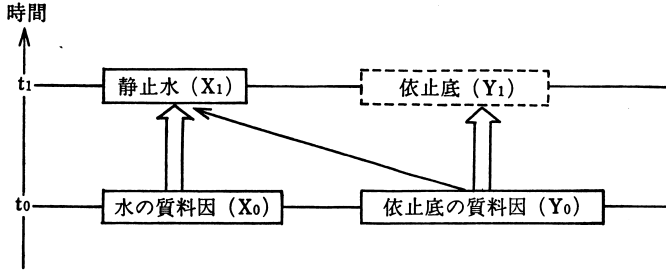
その様な水の自性（＝不動靜止）は、〔水の〕依止底（ādhāra）より成立しているので（v. 67ab）

（312a¹⁻²）⁽²¹⁾それ（＝依止底）からの〔作用の〕結果である。靜止（sthira*）水を見れば、たとえ〔その〕下底を見なくても、〔水の〕依止底が存することを推論する〔認識が可能である。〕こ〔の認識〕も、必ず結果證因より生ずる〔認識である〕。何となれば、その様な水の自性は、その依止底より成立するからである²¹⁾。〔というのは〕そ〔の依止

底）からの補助作用（upakāra）を受容することがなければ、〔水は〕そ〔の依止底〕より特定な状態（avasthāviśeṣa）を得ることは有り得ないからである。〔なお、〕補助作用は〔水とは〕別なもの〔に働くといい反論が豫想されるが、その反論〕についても〔次の如く論破されると〕既に説いてある〔。即ち、その反論説では、「水に對して補助作用を行う」という水と補助作用との間の関係が不可能になるという矛盾を指摘することによって論破される、或いは、その関係を成立させる爲に更に別な補助作用を必要とするという矛盾の指摘によって論破される、と第二章²⁴において説いてある〕。

證因「靜止水」から歸結「依止底」の導出が逸脱なく行われ、しかもこの證因が結果證因に屬することを示す爲には、靜止水と依止底とに因果関係が必要である。然るに、依止底と水とを同時點上でのみ捉えては、兩者の因果性を取り出すことができない。そこで、法稱は、「水の質料因と水」という因果関係、及び、水の靜止に寄與する依止底からの補助作用を考慮に入れて、水の靜止という事象を能生・所生の関係として分析する。法稱及び註解者の見解によると、この事象は次の如く記述される。水の質料因（ X_0 ）が或る時點、或る所に存する場合、直後の時點に、「〔その〕質料因の存する所に、〔水（ X_1 ）が〕生ずること、これこそが、〔水の〕靜止である。」（PVinṬ(Dh) 141b³⁻⁴）²⁵ その際、靜止した水（ X_1 ）は、自身（ X_1 ）と同時點上にある依止底（ Y_1 ）より補助作用を受けることはないが、その依止底の質料因、即ち、依止底（ Y_1 ）の直前の時點にあった依止底（ Y_0 ）からは補助作用を受けている。従って、水の靜止における因果関係は次の如く規定される。「〔靜止水（ X_1 ）の直前の時點にあった諸因が、即ち、〕水の質料因（ X_0 ）と依止底の質料因（ Y_0 ）〔という諸因〕が共同作用すること（sahakāra）によって、靜止水の自性は生じたのである。」（PVinṬ(Jñ) 323a²⁻³）²⁶ 下圖はこの因果関係を略記したものである。

いま、問題となっているのは、靜止水と依止底との包攝関係である。これは、上述の因果関係から、「水のその様な〔靜止状態〕は、依止底（ Y_0 ）から〔補助作用を受けて〕生ずる」²⁷（PVin III 312b⁷）、即ち、靜止水（ X_1 ）は、依止底なる補助原因（ Y_0 ）からの作用の結果である、という因果関係を取り出すこと



によって可能となる。つまり、この因果関係を論理的に表現した「静止水 (= 結果) があれば、必ず、依止底 (補助する共同作用因) がある」という命題、これが求める包攝関係である。かくして、原因としての依止底の存在を導出する場合、證因「静止水」は結果證因に歸せられるのである。

2.3.1.1 他者 (Nyāya 學派等) の説によると、水の静止状態は、「水の依止底によって静止水が生ずる」という能生・所生の因果関係に基づくのではなく、水と依止底との接合 (saṃyoga) —— 兩者とは別體である屬性 (guṇa) —— によって成立する。法稱はこの説を以下に批判する。

(312a²⁻³) [反論] 水がその様に静止するのは、それ (= 水を受け止める依止底) より [水の] 特定な自性が生ずるからではなく、むしろ、[水と依止底との] 接合に依るのである。 [法稱] 兩者のこの接合は如何に [可能なの] か。 [その接合は、水と依止底との] 兩者より生ずること (janana) に依り [存在する]、或いは、[接合が兩者に] 和合すること (samavāya) に依り [存在する、と他者は考える] であろうが、 [そのいずれの場合も不合理である。即ち、第二の場合には] どうしてそれ (= 接合) が、 [依止底の方には依らずに、水なる²⁰] 一方のものだけに和合しないことがあるのか、 [、和合することになるはずである]。また [、第一の場合にも、即ち、接合が水と依止底より生ずるとする場合でも、どうして接合が、水なる一方のみより] 生じないことがあるのか [、生ずるはずである]。

つまり、水と水の依止底との接合が、兩者から生ずる、或いは、兩者に和合する、と他者が主張するならば、そのことは、兩者が、個々に、接合を生ずる能

力を本來的に有する、或いは、接合と和合する據所になる能力を本來的に有する、ということの意味する。となれば、水と依止底とは、接合の生起などに際して、どうして互いに他方に依存しようか⁹⁹。依存しないはずである。しかし、これは他者説に矛盾する。何となれば、相互依存関係を認めないと、水と依止底から接合が生ずる、水と依止底に接合が和合する、という他者説自身を否定することになるからである。もし、依止底に依らずに、水のみから水と依止底との接合が生ずるとすれば、その接合から水の静止が成立するという他者説においては、水は依止底なしに静止することになり、水は空中に投げ上げられても静止するという矛盾に陥るのである¹⁰⁰。法稱は更に反論を豫想して、これを論駁する。

(312a³) [反論] [その様なことはない。というのは、] それ（＝一方なる水のみ）には、[水と依止底との接合を能生する力や、接合が両者に和合することを可能にする]力が存在しないからである。〔法稱〕それ（＝水、又は、水の依止底）が、それ（＝接合の生起や、水と依止底とに接合が和合すること）に對して、個個に能力を發揮しない (asam-artham pṛthak) とする以上、たとえ〔他方と〕一緒になった (sahita) としても、〔以前と〕全く同様に〔その能力を有さないはずである。つまり、他者説では、水も依止底も刹那滅（瞬間的に生滅するもの）ではない爲に¹⁰¹、その水・依止底は、以前と同様に、接合の生起の力や、接合の兩者への和合を可能にする力を有さないはずである〕。それ故に、〔水と依止底との〕接合〔を水の静止の爲の要因として導入し、これ〕により、〔水、又は、依止底が〕それ（＝兩者の接合）を〔新しく〕有するのである¹⁰²〔、と説く他者説は成り立た〕ないことになろう。何となれば、〔水や依止底が、接合に對して／或いは互いに〕¹⁰³補助作用を行わない (anupkāra) からである。

水や依止底が、佛教徒の説の如く、刹那滅であると他者が認めるならば、水等が、個個には、接合の生起や、接合の水等への和合に對して無能であっても、後に、水と依止底との共同作用によって作られる特異性を新しく有し、それにより、水等がそれら接合等に對して有能力になる、ということは許容されるで

あろう。しかし、他者説では、水や依止底は、非刹那滅的存在であるから、たと一緒になっても、その様に、新しく接合等に對する能力を有する物に變ること、従つて、接合等に對して補助作用を行うことも、有り得ない⁸³、それ故に、水が依止底との接合を有することも無い⁸⁴、と法稱は論駁するのである。

以上の法稱からの批判に對して反論が豫想される。水と依止底とは、一緒にあるときには、互いに他に對して補助作用を行う、それ故に、接合を生起し得る、或いは、兩者に接合が和合することを可能にする⁸⁵、という反論である。これに對して法稱は論難する。水と依止底とが「一緒にある」とは、兩者が同時に並存することである。しかし、同時的にあるものには、能生・所生の關係は有り得ない。というのは、同時にあるそれぞれの存在物は、自らの質料因のみに依つて既に成立しているので (svahetor eva teṣān niṣpatteḥ)⁸⁶、一方から他方が生ずるといふ因果關係は、これらには成立しないのであり、しかも、その様な能生・所生の關係にない物には、その中の一方から他方に對し補助作用を行うといふことも有り得ないからである。

この様に、因果關係を前提としない補助作用は不可能であることを示して、法稱は、自説——異なる諸物間の結合關係 (saṃbandha) は、たとえそれが言語表現上種々に分類されても、本質的には能生・所生の因果關係に基づいて確立されるという自説——を定言する。これによると、器とそこに盛られる果物の間などに成立する、受け支えるもの (能持) と受け支えられるもの (所持) (ādhārādheya) の關係、これも、水の靜止が、依止底による水の生起といふ因果關係によつて成立する如く、次の因果關係によつて成立する。即ち、先行する時點の器 (X₀) が直後の時點に果物 (X₁) を能生するといふ因果關係のみによつて確立される。ここには、果物が器に受け支えられているといふ事象を説明する爲に他者の導入した接合なる要因——因果關係の無い、同時的に成立する、果物と器との接合——は、何等寄與することが無いといふわけである。以上を法稱は次の如く論述する。

(312a⁴⁻⁶) [反論] 一緒にある [水とその依止底] が、[それぞれに、] それ [自身] より異なつた [他方] へ補助作用 [を行うこと] から、特別 [な能力、水の靜止の爲の接合に向けての能力] が生ずる [。それ] 故

に、〔一緒にある限りでの水と依止底とは、兩者の接合を生起することや、兩者に接合の和合することを〕可能にする。〔法稱〕〔他者は、水と依止底などの諸物には、接合による同時的な所持・能持の關係がある⁸⁷、従って、時間的に前後する〕所生・能生の關係がない（ajanyajana-kabhūta）〔、と主張するが、所生能生關係のない〕諸〔物〕の〔行う〕この〔相互〕補助作用とは如何なるものなのか〔。その様なものは有り得ない〕。〔水と依止底の任意の一方（ex. 水）の〕自性は、〔他方（ex. 依止底）と一緒にある時點では、他方に依ることなく、その直前の時點にあった一方（ex. 水）の質料因により、既に〕成立しているので、〔他方より作用されるものではない、即ち、他方により〕作られる〔結果〕ではないからである⁸⁸。〔或いは、他方（ex. 依止底）が、一方（ex. 水）とは〕別な自性〔のみ〕を作る〔、と他者が考える〕場合にも、〔本來、補助を受けるべきである一方（ex. 水）〕そのものに對して、〔他方（ex. 依止底）が〕補助作用を行わない爲に〔、同時にある水と依止底とには、依然として相互補助作用は有り得ない〕。〔その理由——即ち、他方（ex. 依止底）が、一方（ex. 水）の自性を作る、或いは、一方とは別な自性を作る、という他者の主張の〕いずれの場合においても、〔それらを因果上で〕能作する者ではない（akāraka）〔他方〕は、〔一方に對して〕如何なる作用も及ぼさない、従って、〔その他方は、一方に對して〕補助作用を行わないものだからである、という〔理由〕——については、既に多くの所で語ったのである⁸⁹。（312a⁶⁻⁸）それ故に〔、即ち、既に成立している一方の自性に對しては、他方が更に補助作用を行うことは不可能である故に⁹⁰、従って、補助作用でさえも因果關係なしには有り得ない故に⁹¹〕、〔別々な⁹²〕物の間の諸結合關係（vastusambandha）すべては、因果の關係〔のみ⁹³〕によって確立されるのである、〔言語表現上では〕能生者自身からの〔所生へ向けての〕有用作用（upayoga）（＝補助作用）の相違に應じて、それらの諸關係は、顯現するもの（vyañjaka）・顯現されるもの（vyañgya）⁹⁴、支えるもの・支えられるもの等の如く〕區別されて〔確立されるのではあるが〕。

従って、容器 (kuṇḍa) や大地等に〔成立する、棗 (badara) や水等を〕受け支える依止であること (ādhārabhāva), これも、棗や水等を能生する力 (jananaśakti) に他ならないのである。それ故に、それら (=容器と棗、水の依止底と水等) に對して、それを本性とした言語表現をすること (vyavahāra) [、即ち、支えるものと支えられるものという関係を假設して言語表現すること] 等は、所生・能生の關係 (jan-yajanakabhāva) のみに基づいて行われるのである。何となれば、〔第一には、容器と棗などが、支えるものと支えられるものとの關係にあることを示す爲に、他者が導入した接合なるものは、容器等には實際には存在しないし、たとえその〕接合が存在するとしても、それら〔容器、棗等〕は、〈それ〉 (=所生・能生の關係⁴⁹) なしには有り得ないからである。更に〔第二には、容器と棗等が、接合に全く依ることなく、能生と所生の關係のみによって、支えるもの (能持) と支えられるもの (所持) の關係にあると定められる爲に、補助作用や接合という無用な要因を導入して〕順次に〔能持と所持の關係を〕分別することは無意味だからである〔。つまり、他者が、能生と所生の關係により、容器から棗への補助作用あり、その補助作用より接合あり、接合より能持と所持の關係ありと考えることは無意味だからである⁴⁹〕。

2.3.1.2 水や果物等が水の依止底や器等によって受け支えられているという事象は、水の依止底等が水等の靜止状態を新しく生起するという因果關係によって——依止底等が時間的に先行する原因で、靜止水等が後の時點上に生ずる結果であるという因果關係によって——のみ確立される。これが上述の法稱説の基本であった。一方、他者は、受け支える依止底 (能持) とは、それと同時に存する受け支えられる水 (所持) を靜止させるものである、と反論する。即ち、依止底は所持なる靜止水に對して能生因ではない、と考える。以下は、この反論に對する法稱からの論駁である。

(312a⁸-b¹) [反論] [既に現在化している⁴⁹水を] 靜止させる (sthāpaka) が故に、依止底 (ādhāra) であり、〔決して、法稱の説く如く、未だ現在化していないもの⁴⁹を新しく⁴⁹生起させる (janana) からではない

〔、即ち、先行する時點に存した水の質料因、その質料因のあった同じ所に、その直後の時點に、靜止した水を生起させるから、依止底である、というわけではない〕。〔法稱〕〔それは正しくない。依止底から水に對して作用された〕靜止 (stṭhiti*) が、〔靜止させられる水より〕別な物〔である場合〕と、別ではない物である〔場合のいずれの靜止であっても、不合理であること〕は、既に説明されている、〔即ち、〕補助作用〔が、同時に存する水と依止底との間には、不可能であること⁶⁹〕によって〔、説明されている〕。

他者は、水と依止底と水の靜止とを同一時點上で捉える。しかし、同時點上に存するものには、補助作用を及ぼし合うことが不可能であることは、既に示した通りである。Bu ston によれば、この他者説の不合理なることは次の如くである。「水の靜止が、水より別な物であれば、水を靜止させることは不可能である。〔逆に、水の靜止が、〕水より別な物ではない〔と、水の存するその時點で〕既に〔水の靜止は〕成立しているので、〔水は、靜止の爲に、更に、〕依止底より靜止〔の作用を〕受ける必要はないのである。」(Bu 514, 5-6.)

(312b¹⁻²)〔反論〕〔依止底は、落下する水の〕落下を阻止する (pātapa-tibandha) から、〔落下する水を〕靜止させるのである〔、決して、法稱の説く如く、落下する水の靜止状態を能生するからではない〕。〔法稱〕阻止とは何か。靜止させる者 (sthāpayitr) によってそれ (= 落下する水) の落下阻止が作られる (\sqrt{kf}) であろうが、そ〔の落下阻止〕が、〔靜止されるべき水より〕全く別な物でない〔とすると、それには矛盾がある〕。〔また、落下阻止が、靜止されるべき水より〕別な物であれば、〔依止底は〕、それ (= 落下阻止なるもの) のみに効用を及ぼす (upayoga) ので、〔靜止されるべき水に對して何の効用も與えない、その爲に、〕 どうして落下している (patat) 〔水〕が阻止されようか。

他者の主張する「落下阻止」——靜止させるものである依止底などによって作られる「落下阻止」なるもの——が、水と非別としても、別としても、矛盾の生ずることは避けられない。別物とする場合の論難は上述の説示より明瞭で

ある。非別とする場合に對しては次の論難が考えられる。他者説に従って、依止底が落下阻止を作るとするならば、そのときには、落下阻止が落下する水に異ならないと言うことから、落下する水をも作ることになる。となれば、他者は、「水の依止底とは、落下する水を能生するものである」ということを認めることになる⁶⁰。更には、依止底が落下阻止そのものとなった水を能生することを認容すれば、落下する水を靜止という在り方で能生する、という法稱の説をも認めることになる⁶¹。この様に、落下物の靜止の爲に依止底より作られる「落下阻止」なる要因を導入する他者説の矛盾を指摘し、更に、法稱は、この落下阻止を用いる他者説——落下阻止の作用により落下物が落下しないのであるという他者説——を次の如く批判する。

(312b²⁻³) [水の依止底より作られた、水とは別なものとしての、落下] 阻止 [なるもの] によって、[落下する水が] 落下しない (apāta) [状態になる、という他者説] に對しても、[先の落下阻止に對する批判の場合と] 同様な詰問 (paryanuyoga) がなされることになる。[即ち、] たとえそれ (=水の依止底) より [落下] 阻止と言われる物 (dños po, padārtha*, bhāva*) [——水とは別體で、水と無關係な物——] が作られても、[下に向って] 行くことを特性として有する物 (落下する水) にとって [自らの] 本性となっている特定 [な状態が變化することは] ない、つまり、落下阻止なる物により、落下という特定な状態が新たに⁶² 滅することもなく [、また、靜止という特定な状態が新たに⁶³ 生ずることもない [、そうした特定な状態の生滅のない] そ [の落下する水] が、どうして落下しないことがあろうか [。つまり、落下阻止が作られたにもかかわらず、水が落下することになろう、と詰問がなされるのである]。(312b³⁻⁴) もし [他者が、落下] 阻止 [なる物] により、[落下する水に對して] 特定な [状態、非落下、] が成立する、というならば、[落下阻止のみならず、非落下なる特定な状態、]⁶⁴ それも、自性上 [落下する水より] 別なものである故に、[たとえ落下阻止から非落下に作用が働いても、落下する] 物は、[以前と同じく、落下を排除しないという⁶⁵] その自性を有するのみなので、[依然として] 落下する

〔、という矛盾〕になろう。或いは、〔落下阻止なる物より作られる特定の状態が、水の落下を止める爲に、更に別な特定状態を作るとするならば、それら特定状態が無限に必要なという〕無限遡及(anavasthā)に〔至る矛盾に〕なろう。〔また、落下阻止、及び、非落下なる特定状態が、落下する水の自性となり、それらが依止底より作られるとしても⁶⁴、〕その様に〔落下水の〕自性となった〔、しかも、新しく〕作られた〔非落下・落下阻止〕を、他者達は、〔落下水の〕阻止とは認めない〔はずである〕。

依止底より落下阻止なる物が作られ、その落下阻止より非落下なる特定の状態が作られる⁶⁵、と他者は主張するが、そうした所作なる「落下阻止」や「非落下」なるものが、落下する水と全く別であれば、水は、それらと無関係となり、落下阻止などが作られても、常に落下するという矛盾に陥る。或いは、落下阻止などが落下する水と同一物であれば、そのことは、「落下阻止なる水、又は、非落下なる水が、依止底より作られる」ことを含意する。となれば、他者はこの如き「落下阻止」や「非落下」を是認するはずはない。何となれば、もし認めれば、法稱の説——靜止水が、その水に先行する時點にあった原因、水の依止底と水の質料因、より生起する、即ち、作られるという法稱の説（cf. PVin III 312a⁶⁻⁷）——を是認する矛盾に陥るからである⁶⁶。

以上、依止底より作られると他者の考える所の「落下阻止」なる物が、落下する物より別とする場合と、非別とする場合に、矛盾に陥ることを指摘した。次に、第三の場合——落下阻止とは、實體的に存在する物ではなく、落下の単なる否定を意味するという他者説——を法稱は否定する。

(312b⁴⁻⁸) それ故に〔即ち、水の靜止の爲に他者が想定した落下阻止なる物が、落下する水より別としても、非別としても、不合理な點が見出されるので、落下〕阻止とは、落下の非存在(pātābbāva)〔のみ〕である〔、という説が考えられるが、〕そ〔の様な非存在——落下の単なる否定——〕を何らかの〔原因〕がどうして作る〔ことがある〕か〔、作り出すはずはない〕。〔他者は、落下阻止を〕非存在という何か〔作られるものとみなすであろうが、その様なもの〕は〔決して〕存在

しないのである⁶¹。何となれば、そ〔の落下阻止〕が或る在り方で作られるもの (kārya) であるならば、〔それは、もはや〕非存在では有り得ない (abhāvāyoga) からであり⁶²、また、〔その落下の非存在としての落下阻止は、存在する水とは別なものとなるはずである、そうなる、〕以前⁶³〔に示した〕如く、〔この様な落下阻止は、落下する水を依然として静止させることができない、或いは、その落下を止める爲に、更に別な落下の非存在を要請するという無限遡及に陥いる⁶⁴、という〕矛盾になるからである。それ故に〔即ち、非存在は作られないが故に〕、“非存在を作る” (abhāvaṃ karoti) という〔世間で用いられる〕こ〔の表現〕は、物の〔行う〕作用を否定すること (bhāvakriyāpratiśedha) 〔を意味するの〕である。即ち、“〔結果としての〕物を作らない” (bhāvaṃ na karoti) ということの意味するのである。従って、〔“静止させる依止は、落下の非存在を作る”という表現についても、〕“そ〔の静止させる依止〕は、〔落下する特性を有する水を〕落下させるものではない”とこの様に〔變型して〕表現されるであろうならば、これも〔我々佛教徒にとって〕將に認容されるのである。即ち、それ (= 落下する物) の落下は、それ (= 依止) によって作られるものではない〔、ということは認容される〕。何となれば、〔落下する物は、〕落下を特性とするというだけで (ity eva*)、自らにて落下するからである。〔それは〕恰も、空中に投げられた〔小石等の〕如くである。更に、その様に〔落下の非存在としての落下阻止は、依止より作られることがなく⁶⁵、一方、落下する物は自らにて落下するので⁶⁶〕あれば、それ (= 落下物) に對して〔非落下の状態を〕何も作らない〔様な依止、〕それは、如何にしてそ〔の物〕を静止させる者 (sthāpaka) とならうか。となれば、こ〔の落下物〕は、〔他の〕如何なる〔要因〕によっても〔落下を〕阻止されることがなくなり、その爲に、〔この他者説に従えば〕如何なる時にも静止しない〔、という矛盾に〕なろう。

(312b⁸) 以上により、〔物の〕落下阻止ということも、刹那滅である (kṣaṇika) 諸物 (瞬間的に生滅する諸物) 〔が、それら諸物〕の質料

〔因〕の〔存在していたその〕同じ所に (upādānasamānadeśa-) 生ずることである〔、しかも、質料因の時點の直後の時點に質料因の結果として生ずることである〕、と言われるのである。それ故に、水のその様な〔靜止状態〕は、〔水を受け止める〕依止底より生ずる、と證示されたのである。

他者説では、落下する物がそれを受け支える依止上に靜止するという事象は、依止と物との間に存する接合 (saṃyoga) によって成立すると分析される。或いは、「落下阻止」なるもの——落下物と同一、又は、別なる存在物、或いは、落下の否定のみなる非存在としての落下阻止——が依止底より作られ、それが物を靜止させる、という他者説が想定される。それらに對して、他者説のいずれにも矛盾の存することを、法稱は以上の論駁にて指摘した。物の靜止に関する法稱自身の見解は次の如くである。まず、大前提となるのは、物とその依止とが、恒常的なものではなく瞬間的に存在するものである、という公理である。次に、これを、因果論上において、「各時點 (t_i) の諸物 (X_i) は、その直前の時點 (t_{i-1}) に存した自らの質料因 (X_{i-1}) により生じた結果である」という因果關係によって捉える。更に、物とそれを靜止させる依止との間にもこの因果關係を導入する。これによって、或る時點 (t_i) に物 (X_i) が靜止するという事象を、「物 (X_i) が、自らの質料因 (X_0)——直前の時點の物 (X_0)——のあった同じ場所に生ずること」と解し、しかも、その際に、直前の時點 (t_0) にあった依止 (Y_0) から補助作用を受けているという意味で、「物 (X_i) が依止 (Y_0) からも生じている」と定言するのである。この因果關係の構造については、第67偈 ab の解説での圖を参照されたい。

2.3.2 上述の思考型の應用により、鶴 (balākā) が或る所に止まることを見て、その付近に水があると推論する場合の證因「鶴」をも、結果證因に歸屬させることが可能となる。法稱はこの點を次の如く説いている。

〔或る場所に鶴の〕止まることが、〔その付近に存する〕水に據っているが故に、鶴も (v. 67cd)⁶⁹

(313a¹⁻²) “それ (=水) の結果である” [という語句が偈文の前半 (v. 67ab) の場合に] 準じて補足される。鶴の〔或る場所に〕止まること

は、[その場所に] 水 [の存すること] に據るのである。何となれば、[鶴の] 體が [或る時、その場所に] 止まることは、[その時より前の時點にあった水 [の存在を補助因とし、] それから [補助作用を受けることにより新しく生じたという意味で] 得られるので、[鶴の止まることは、] それ (=水なる補助因) によって [生じた] 結果として、[水なる補助因と] 結びつくからである。[鶴の止まることは、しかし、或る特定の時間・空間等のもとのみ、水の存在を導出する——即ち、空間的には水の缺乏する砂漠⁶⁴等の] 場所 [において、また、時間的には水の少ない春期⁶⁴において] 等 [という条件の] もとで [のみ]、水 [の存在] を認識させる (gamaka) [證因となる] のである。

「鶴」による「水」の推論 (balākayā salilānumānam) は、sāmānyato dṛṣṭam (共通性によって認識する推論) についての一解釋の例として、Uddyotakara の擧げるものである⁶⁵。sāmānyato dṛṣṭam は Nyāyasūtra (1-1-5) で列擧された三種の推論——pūrvavat, śeṣavat, sāmānyato dṛṣṭam ——の一つである。この三種の推論については、Vātsyāyana は、それぞれ二様の解釋を提示した。その最初の解釋によると pūrvavat (前のものを證因として有する推論) は、原因を證因とすることによって結果を推論することであり、śeṣavat (残りのものを證因として有する推論) は、結果を證因とする原因の推論である。sāmānyato dṛṣṭam の場合には、證因に関して原因とも結果とも規定されていない。そこで Uddyotakara は、この推論を次の如く解する。推論の主題 (dharmin) を限定する一方の特性は、同じ主題を限定する他方の特性に関して、結果でもなく原因でもないが (akāryākāraṇibhūta), 一方の特性は他方の特性と不離の關係を有する (avinābhāvin) という場合、かかる他方 (／一方) の特性によって限定される主題が歸結される要素 (／導出する要素) となっている様な推論、これが sāmānyato dṛṣṭam である、と解する。そして、この推論の例として、Uddyotakara は「鶴」による「水」の推論を擧げるのである⁶⁵。一方、この推論の例としては、Vātsyāyana は別な例——太陽が別所に到達すること (deśāntaraprāpti) によって太陽の運行 (vrajyā) を推論するという例——を採用していた。何故に Uddyotakara が

Vātsyāyana の例を用いなかったのかということの理由について、Vācaspati-miśra⁶⁴ は次の如く解説している。證因である別所到達は運行の結果とみなされるので、Vātsyāyana の推論例は、別所到達なる結果によって運行なる原因を推論することに外ならない。所が、この結果による原因の推論は、Vātsyāyana の解釋によれば、śeṣavat に相當する。従って Vātsyāyana の推論例は、śeṣavat に含まれ⁶⁵、sāmānyato dr̥ṣtam の例にはならない。そこで、因果關係に基づかない證因による推論の例として、この「鶴」による「水」の推論を Uddyotakara が示したのである、と解説している。

しかし、法稱にとっては、この「因果關係のない」という点こそが批判的的となる。何となれば、鶴と水とは次の如き因果關係が成立するからである。即ち、或る時點 (t_1) に鶴が木などに止まること (X_1) は、その直前の時點 (t_0) にあった鶴 (X_0) を質料因とし、しかも、直前の時點にあった水 (Y_0) を補助因として生じた結果である、という因果關係があるからである。ここで、「水 (Y_0) が原因で、鶴の止まることが結果」という因果關係に注目すると、これより、「鶴の止まること」(結果)を證因として「水」(原因)を導出する、という論理的關係が得られる⁶⁶。かくして「水」を導出する「鶴の止まること」という證因は結果證因に歸屬する、という法稱の自説が導びかれるのである。

結 論

(313a²⁻³) この定言〔即ち、他者が妥當とみなした諸證因が、法稱の説く結合關係に基づいた三種の證因のいずれかに還元されるという定言〕によって、〔歸結を〕知らしめる (gamaka) 諸々の他〔の證因〕の場合にも、〔證因と歸結との間に、同一性、又は、因果性からなる〕結合關係 (pratibandha) 〔の存すること〕が證明され得る。以上により、三種の證因以外で〔歸結を正しく〕知らしめる〔證因〕は有り〔得〕ないのである。何となれば〔三種の證因以外の證因は、歸結と、同一性の關係にもなく、因果性の關係にもない、そして、〕本性上、〔歸結と同一性または因果性の關係にて〕結合していない〔様な證因〕は、〔歸結が〕

なければ〔證因も〕ない〔という不離の關係〕に關する確定 (avinābhāvaniyama) を有さないからである。

かくして、任意の正證因が、三種の證因（自性・非認識・結果の三證因）のみに限定されることが證示されると、三種の證因は、必ず、そして、それらのみが、歸結と本質的結合關係にあるので、結局、すべての正證因は、歸結と本質的結合關係を有する、という法稱の定説が證明されることになるのである。

以上の法稱の論述の要約をも兼ねて、法稱の論理系での證因のタイプを簡単に類別してみよう。

證因 (X) と歸結 (Y) とが指示する對象の間に、同一性、又は、因果性の關係が成立するとき、證因 (X) は正しい證因である。その中で、

1. 兩對象に同一性が成立する場合、證因は自性證因である。例えば、「所作性 → 無常性」なる包攝關係を滿たす證因「所作性」の如くである。
2. 兩對象に因果性が成立する場合には、證因は結果證因である。例えば「煙 → 火」なる包攝關係を滿たす證因「煙」の如くである。

ad 1. 自性證因と歸結との包攝關係は、同一性の關係に依據するのであるが、この包攝關係は、因果の事象を特定な角度から捉える場合にも可能である。それが、「原因全體 → 結果生起適合性」という包攝關係である。集合している諸原因が、結果の生起の爲に十全な原因全體であるとき、この事象を、原因全體の存する時點のみから捉えると、原因全體は結果生起適合性／可能性を自性とする。つまり、結果生起適合性 (Y) は原因全體 (X) のみに隨結する。自性證因の定義によると、この隨結の關係を滿たす證因 (X) は、自性證因である。従って、「原因全體」(X) なる證因は、「結果生起適合性」(Y) なる歸結に對して自性證因である。同様に、對象の非認識も、その對象を非存在とする言語活動の爲の十全な原因全體であるので、「對象の非認識」を證因として「對象非存在の言語活動適合性」を導出する場合、この證因「對象の非認識」(X) も、「原因全體」(X) なる證因の一種となる、それ故に、自性證因に歸せられる。

ad 2. 證因（X）と歸結（Y）とが別々な對象を指示する場合、證因の指示對象が歸結の指示對象より生ずる場合と、生じない場合とに分けられる。

2.1 證因の指示對象が歸結の指示對象より生ずる場合、

a) 兩對象が同時的に存するという選擇支は除外される。何となれば、法稱の因果論では、同時的に存する兩者には、互いに他方に補助作用を及ぼすことは有り得ないので、兩者に能生・所生としての因果關係が成立しないからである。従ってこの種の證因は歸結と不離の關係を有することができない、即ち、不正な證因とみなされる。

b) 證因の指示する對象が歸結の指示對象より後に生ずるとき、この證因は、「火」を導出する「煙」の如く、結果證因という正證因である。

別々な對象を指示する證因と歸結との間に成り立つ包攝關係の中には、直接的に因果關係に依據するとはみなされないものが多く見出されるが、法稱によると、これらの包攝關係も、正しいと認められる限り、最終的には因果關係に依據することになる。例えば、「全體（ex. 牛）」を證因として、「全體の一部（ex. 角）」を推論する場合、全體と部分には直接の能生・所生の關係がなくても、部分は全體の確立の爲には不可缺であるという關係に基づいて、部分が原因で、全體確立が結果という在り方が讀み込まれる。これが包攝關係の根據となることにより、「全體の確立」なる證因は、「部分」なる歸結に對して、結果證因であることが示される。或いは、水の靜止することより水の依止底が存することを推論する場合や、鶴が木などに止まることから近くに水の存在することを推論する場合の包攝關係においても、因果關係がその根據として成立する。「靜止水」より「依止底」を推論する例で言えば、現在の依止底を可能にする質料因は、直前の時點にあった依止底であり、この前時點の依止底が、水の靜止という結果を現在に生起させる爲の補助原因となる、という因果關係が成立する。これにより「靜止水（結果）があれば、必ず依止底（補助原因）がある」という包攝關係が得られる。この推論での證因となる靜止水は歸結となる依止底に對して結果の關係にあるので、證因「靜止水」は結果證因に歸せられる。かくして、この種の補助原因の存在を導出する證因は結果證因であると證示される。この様な結果證因への還元方法は、「異なる物の間に結びつき

があるとするれば、それは、必ず能生・所生の因果關係に歸せられる」という法稱の見解に基づくものである。

2.2 證因と歸結とが指示する對象が別物で、しかも、兩者に因果性の關係が無い場合、通常ではこの證因と歸結との間には包攝關係は成り立たないが、特定な場合、即ち、兩對象が同一の原因全體から生じた結果である場合には、包攝關係は眞となる。例えば、暗闇で、或る果物の味を経験して、その果物の顯色を推論する場合、包攝關係「味 → 顯色」が眞となる如くである。この場合、味は、味の質料因と顯色の質料因とから、生じた結果である、という因果關係があり、この兩質料因から顯色が生じている、という因果關係がある。従って「味」なる結果證因から味の質料因を導出すると、必然的に、兩質料因所生の顯色（=味と同時點の顯色）の存在も認識される。それ故に顯色の存在を推論する場合の證因は「味」であり、それは、結果證因に歸せられる。同様に、蟻が狼狽して卵を抱いて走り去ることから降雨を推論する場合の證因「蟻の狼狽」も、この種の結果證因とみなされる。これらの場合でも、質料因とその結果という因果關係——瞬間的に生滅する諸物が現在に存することは、前時點に存した自らの質料因より生じた結果として存することである、という因果關係——が、包攝關係を成立させる爲の重要な要因になっている。以上の證因の分類を略記すると次の如くなる。

1. 證因 (X) の指示する對象 (x) は、歸結 (Y) の指示する對象 (y) と同一の場合

「所作性 (X) → 無常性 (Y)」

「原因全體 (X) → 結果生起適合性 (Y)」

「對象非認識 (X) → 對象非存在言語活動適合性 (Y)」

自性證因

2. 證因 (X) の指示する對象 (x) は、歸結 (Y) の指示する對象 (y) と別體であり、

1 x が y より生起する場合

a) x が y と同時生起—— (不正證因)

b) x が y より後に生起

「煙	(X) → 火 (Y)」	結果 證因
「全體確立	(X) → 部分 (Y)」	
「靜止水	(X) → 依止底 (Y)」	
「鶴	(X) → 水 (Y)」	

2 xがyより不生起（但し、xとyが同一の原因全體より生起）の
場合

「味	(X) → 顯色 (Y)」	證結 因果
「蟻の狼狽	(X) → 降雨 (Y)」	

註

- (1) 拙稿『『知識論決擇』(Pramāṇaviniścaya) 第三章（他者の爲の推論章）和譯研究 ad vv. 64-67（上）』『東洋の思想と宗教』6, 1989 pp. 1-33.
- (2) Cf. PVSVṬ p. 46, 22-29.
- (3) 味と顯色とが同一物（例えば果物）に和合すること（内屬關係）(ekārthasamavāya) は、味と顯色との包攝關係の根據としての結合關係 (pratibandha) にならないことを、Karṇakagomin は次の如く説明する。「まず、和合していない諸 [物] (asamaveta) が、和合なるものの力によって、同一對象に和合することはないからである、何となれば、[それらに] 和合そのものが存在しないからである……。[次に、それらが] 既に和合した諸 [物] だとしても、[それらは] 和合をどうして [必要としよう] か。何となれば、[両者は] 自らの諸原因のみによって、その様に [和合した物] として既に] 成立しているからである (svahetubhya eva tathā niṣpatteḥ)。」(PVSVṬ p. 46, 26-28.) 因みに、Nyāyabhāṣya では、既知の顯色より、未だ知覺されていない觸 (sparsā) を想起する際に、顯色と觸とが同一の對象に和合することを、その根據として前提する。「證相 (liṅga) は、…… [その證相によって想起されるものと一緒に] 同一の對象に和合しているものである (ekārthasamavāyin), …… 例えば、顯色は、[觸と一緒に同一の對象に和合するので、] 觸 [を想起させる為] の [證相] である、……」(NBh p. 878, 6f., ad NS 3-2-41.) (cf. NVTṬ p. 879, 16f.)
- (4) Cf. PVinṬ(Dh)136a⁴⁻⁶; PVSVṬ p. 48, 11f. なお、Śālikanātha も、味による顯色の推論を反論説として挙げ、その推論を、複数の推論から構成されるものと理解している。「まず、[味が] 結果であることから、味により、味の原因を推論する。その味の原因は、しかし、[顯色を能生する] 作用能力 (pravṛttisāmarthya) のある顯色質料因を共同作用者として、味を能生する (rasam [na] janayati) [。そのこと] により、その様な [味] 自身の原因の推論に基づいて、味から、[顯色を能生する] 作用能力のある顯色の原因を推論すること [が成立する]。更に、作用能力のある [顯色の] 原因から、結果となった顯色を推論すること [が成立する]。」(PrP pp. 200, 20-201, 1.)

一方、Karṇakagomin は、味による顯色の推論が二つの推論からなる、という反論を批判して、「[味によって最初に] 推論された原因 (=味と顯色との質料因) により、[最初の推論の] 後に、他方の結果 (=顯色) が推論される [、というのでは] ない」(PVSVṬ p. 48, 14) と述べている。

(5) Cf. PVT(Ś) 26a⁷f.; PVSVṬ p. 49, 4f.; 上掲拙稿 (1989) 註63.

(6) Cf. PVSVṬ p. 49, 11f.

(7) Nyāya 學派, Vaiśeṣika 學派によると、正しい證因と歸結との間には、少なくとも、兩者の接合 (saṃyoga)・和合 (samavāya)・兩者と同一對象との和合・兩者の矛盾對立性などの關係のいずれか一つが成立している (cf. VSū 3-1-8; 9-18; NBh p. 878, 6)。例えば、煙による火の推論では、火は、煙と接合する (saṃyogin) 證因であり、角による牛の推論では、角は、牛に和合する (samavāyin) 證因である。顯色による觸の推論では、同じ果實より生じた結果としての顯色と觸とがその果實に和合することから、顯色は、觸に對して、同一對象と和合する (ekārthasamavāyin) 様な證因である。手より足を推論する場合には、身體を構成する原因としての手と足に同じ身體が和合するので、手は、足に關して、同一對象と和合する様な證因である。或いは、降雨の有ることから風と雲との結合の無を推論する場合には、降雨の有は、風と雲との結合の無と對立する (virodhin) 様な證因である。Cf. VSūV p. 26, 5ff.; NBh p. 878, 6f.; NVTṬ p. 879, 11ff.; 金倉圓照『インドの自然哲學』平樂寺書店 1971, p. 66, 註7。

それに対して、Karṇakagomin は、これら他學派の主張する諸關係は、包攝關係を成立させる根據にはならない¹⁾、そのことが、PVSV の法稱說 (p. 8, 12-13) によって意趣されたのである、と解する。接合、和合に對する批判の論旨は、同一對象和合に對する批判 (註3參照) と同様である。有と無などの在り方で對立した關係を含む兩者の一方から他方を推論する場合、對立矛盾する證因に對しては、それは、法稱の説く非認識證因に含まれる、つまり、別立される必要がない、と批判する (cf. PVSVṬ p. 49, 16ff.)。

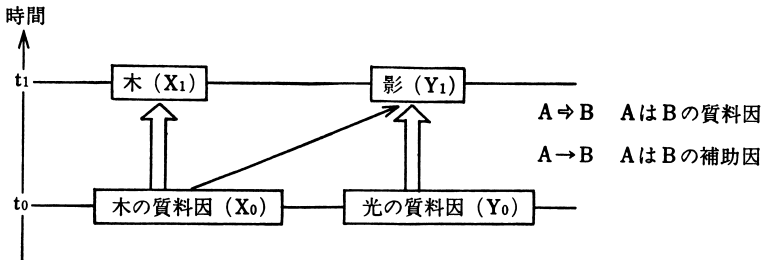
1) 法稱は、これら諸關係は同一性 (tādātmya) 及び因果性 (tadutpatti) を缺くので、これらに基づく證因は正證因ではない、と既に説示している、cf. PVin III 38=PV IV 203。

更に、Karṇakagomin は、Nyāyasūtra に説かれる三種の推論——trividham anumānam pūrvavac cheṣavat sāmānyato dṛṣṭam ca (NS 1-1-5) ——の正否について次の様に判別する。pūrvavad anumānam を以前に生じた原因による結果の推論と解し、これを不確定な (vyabhicārin) 推論とする。śeṣavad anumānam を結果による原因の推論と解し、これを是認する。sāmānyato dṛṣṭam anumānam を、「或る主題において、歸結と能證 (=證因) との包攝關係を経験し、[それを一般化して、] 他 [の主題] に [適用し、歸結を] 推論すること」と解し、その例として、「Devadatta には、運動に基づく所の (gatipūrvika)、別所に到達すること (deśān-

taraprāpti) がある、と經驗して、太陽にも、別な所に到達することがあるので、運動がある、と推論すること」を擧げる。この場合、別所への到達が結果で、その原因が運動である、という因果関係があるので、到達（＝結果）により運動（＝原因）を導出するこの推論の證因「別所到達」は、結果證因に歸屬する、と結論する（cf. *ibid.* p. 49, 22ff.）。また、Uddyotakara が *sāmānyato dṛṣṭam anumānam* の例として擧げた「鶴の止まることから、その近くの水の存在を推論すること」も、結果證因による推論であると Karṇakagomin は付言するが、この例は、後述の PVin III 312b⁸-313a² にて、法稱が直接言及する所である（cf. PVSVT p. 49, 29; p. 50, 5）。

- (8) テキストでは、*mthoñ ba*（蟻を見ること）であるが、PVinṬ(Dh) 137a⁴: *°pha ba*（移動）に従って譯出した。
- (9) Dharmottara によると、或る物の觸からその物の顯色を推論する場合と、顯色から觸を推論する場合とでは次の相違がある。「觸等から顯色等を推論することは、〔味による顯色の推論の如く、〕原因の有する特性（＝觸と同時にある顯色を能生することという特性＝四大元素なる原因の有する特性）の推論であるのに対して、顯色等からの觸の推論、これは、原因そのもの（＝顯色能生の原因としての觸）の推論である。」(PVinṬ(Dh) 137b²⁻³)。なお、Nyāya 學派等は、この種の推論が因果関係に基づくという佛教徒説に反對する。例えば Jayantabhaṭṭa は、顯色による味の推論の場合、證因「顯色」を結果でもなく原因でもない (*akāryakāraṇabhūta*) 證因とみなし、この推論を *sāmānyato dṛṣṭam anumānam* に歸屬させている（cf. NM²(I) p. 344, 2ff.）。同様に Vācaspatimiśra は、顯色による觸の推論を *sāmānyato dṛṣṭam anumānam* とみなしている（cf. NVTṬ p. 151, 18f.）。
- (10) Cf. AKBh I 35a''b 「〔觸を除いた〕残りの九種の物質的な〔界〕（＝五官と顯色・聲・香・味の四境）は、〔四大〕元素所造である。」(*śeṣā rūpiṇo nava bhautikāḥ*) ; *ibid.* p. 7, 8-9 「觸 (*spraṣṭavya*) とは 11 のものを本質とする、即ち、四大元素、滑らかさ、粗さ、重さ、軽さ、冷たさ、飢え、渴きである。」（點線は筆者）つまり、觸の一部が四大元素で、その四大元素から顯色は構成されるので、觸は原因で、顯色は結果という因果関係が考えられる。両者の因果性は法稱も認める所である（cf. PV II v. 182c = TarR p. 98, 17）。それ故に、原因である觸を導出する顯色は結果證因に歸する、というわけである。
- (11) Cf. DhPr p. 115, 32-34: *tathā pipilikotsaraṇasya……yo hetuḥ, sa eva kati-payakālavayavadhānena varṣakaraṇayogyas, tataḥ pūrvavad hetudharmānumānam, rūparasayor ivāikasāmagryadhinatayāiva vā tatsamakālikavarṣaṇānumānam* ; PVSVT p. 50, 13ff. (*varṣahetuḥ* を *varṣahetoḥ* と讀む)。DhPr では、同様な思考型により歸結と同時・別所に並存しながらも、結果證因に歸屬する様な證因の諸例が考察されている。例えば、光に照らされた木から影を推論する場合、「〔木と影とが〕將に同一〔の原因〕全體に基づいて〔生じた結果である〕(*ekasāmagryadhina*) という意味で、木は影に結びついている (*pratibandha*)。」(DhPr p. 115,

19-20.) この関係は顯色を味から推論する場合の因果関係と同様に次の如く圖示される。



つまり、兩者には、刹那滅論に準據する時空上で、次の因果関係が成立する。「そして、それ(=或る時點(t₁)の影(Y₁)は、[その時點に]先行する[時點(t₀)にあった]光の質料因(Y₀)より[生ずる]、[しかも、影(Y₁)と同時にある木(X₁)に時間的に]先行した[、質料因としての]木(X₀)の時點から、木(X₁)の時點を伴なって、生ずる。」(DhPr p. 115, 21-22: sā ca pūrvasmād ālokopādānāt pūrvavṛkṣakṣaṇād vṛkṣakṣaṇena sārddham utpadyate.) 従って、木(X₁)と同時の影(Y₁)は、その直前にあった木の質料因(X₀)と光の質料因(Y₀)とからなる原因全體より、生じた結果である。この因果関係がある故に、結果としての「照らされた木」を結果證因として、原因なる木の質料因を推論する場合には、自動的に、木の質料因を含む原因全體に「影を能生すること」という特性のあることも含意される。また、既知となっている所のこの照らされた木と同時に既に生じている影、その影の認識も含意される。それ故に、この「木」による「影」の推論は結果證因による推論とみなされるといふわけである (cf. DhPr p. 115, 19f.)。

或いは、月の昇ること (candrodaya) から、潮の満ちること (samudravṛddhi) や白睡蓮の開花 (kumudavikāsa) を推論する場合、世間に「時間」(kāla) と名づけられる所の特定な四大元素が共通な原因として存在し、それが、それ自身のみで、まず、月の昇りを生起し、或る時間間隔を置いて潮の満ちることや白睡蓮の開花を生起する、という因果関係が導入される。また、秋に水の澄むこと (jalaprasāda) からアガスタヤ星 (agastya) の昇ることを推論したり、二十八宿の中の昴 (kṛttikā) が天空に見えることから、畢 (rohiṇi) も見えるはずだと推論する場合も、水の澄むこととアガスタヤ星の昇ること、そして、兩宿の天に輝くことは、それぞれ、「時間」といわれる特定な四大元素を共通の原因として生じた結果である、という因果関係が導入される。TS でもこの點は次の様に説かれている。「更に、昴の昇ることの原因は、特定な風 (prabhañjanaviśeṣa) [元素] であり、實にそれ自身が、[前後の時點で異なりつつ] 連続して、畢が近くにあることの原因になるのである。」(TS v. 1423) この様に同一原因全體による結果生起という因果関係があれば、一方なる結果から他方なる結果を推論することは、上述の例と同様に、結果證因による推論に歸せられ

る。つまり、一方の結果（ex. 月の昇ること）からその原因（＝同一原因全體）を推論するとき、その結果と同時に存する他方の結果（ex. 白睡蓮の開花）も一方の結果と同じ原因（＝同一原因全體）より生じているという事実から、他方の結果の存在が自明的に認識される。従って、ここでの實質的な推論操作は、結果證因による原因の推論で盡きている。それ故にこの種の推論の證因は結果證因に歸せられるのである。Cf. DhPr p. 115, 28-32; 35-36; p. 116, 14; TSP p. 509, 21-24; Kajiyama (1966) p. 75, 註 191.

Vaiśeṣika 學派等は、逆に、これら諸推論の證因と歸結との間には事實的因果關係が無い、と主張する。例えば、月の昇ることを證因として潮の満ちることを歸結する場合、次の如く説いている。「しかし、月の昇ることは、潮の満ちることや白睡蓮の開花の結果ではない。何となれば、[月の] 昇ることは、月が特定な場所に接合すること (viśiṣṭadeśasamyoga) であり、そして、後者は、月の作用による結果であって、潮の満ちることを原因とはしないからである。更に、こ〔の月の昇ること〕は、潮の満ちることの原因でもなく、また、白睡蓮の開花の〔原因でも〕ない。何となれば、うねることを特相とする〔潮の〕満ちることや、諸々の葉の相互に分れることを特相とする開花は、その時點に一緒に集合した諸因に基づく作用から生ずるからである (tatkālasannihitakāraṇādhinakarmajanyatvāt)……」(Nkand pp. 505, 14-17, 506, 2 ad PDhS pp. 504, 3.) (cf. PrP p. 201, 4-6.) つまり、證因と歸結が別々な對象を指示する場合には、兩者の包攝關係の成立根據は因果關係のみである、と法稱は説くのであるが (cf. PVin III 312a⁶⁻⁷), 他者は、必ずしも因果關係に限定されるのではない、と主張するのである。

- (12) Cf. PVSvT p. 50, 14ff.; PVṬ(Ś) 27a⁵⁻⁷.
- (13) Cf. PVinṬ(Dh) 137b^{4f}.; PVinṬ(Bu) 510, 5.
- (14) Cf. PVinṬ(Dh) 137b⁸; PVinṬ(Bu) 510, 7.
- (15) Cf. PVinṬ(Dh) 137b⁶⁻⁷; PVinṬ(Bu) 510, 6-7.
- (16) Cf. PVinṬ(Dh) 138a^{3f}.; PVinṬ(Bu) 511, 3.
- (17) PVinṬ(Dh) 138a⁴⁻⁵: °di la (P; D: las) rgyu dañ °bras bu°i dños po ni (P; D: ñid ni) mtshan ñid pa yin gyi / dños po pa ni ma yin no // rva la sogs pa°i yan lag rnam la (P; D: om.) ba lañ gi tha sñad °jug pa°i phyir ba lañ gi tha sñad du ruñ ba (P; D: °jug pa) ñid ni rva la sogs pa rgyu mtshan can yin no //.
- (18) Cf. PVinṬ(Dh) 138b²⁻⁴; PVinṬ(Bu) 511, 4-5 (なお、ste ro gzugs kyis bśad nas °dir ba lañ の部分は除いて讀む)。
- (19) Cf. PVinṬ(Dh) 138a^{5ff}.; PVinṬ(Bu) 511, 4.
- (20) Cf. PVin III 303b³⁻⁴.
- (21) 北京版 (P) にはこの部分は缺如している。デルゲ版 (D 214a⁵⁻⁶) に従って譯出した。この部分は PVinṬ(Dh) 138b⁶⁻⁷ に記載されている。

- (22) Cf. PVin II p. 19, 3ff.
- (23) PVinṬ(Dh) 141b³⁻⁴: ñe bar len pa^{ci} yul du skye ba gañ yin pa de ñid gnas pa yin la /. Cf. PVinṬ(Bu)516, 7.
- (24) PVinṬ(Jñ) 323a²⁻³: (de gzi las mñon par žugs pa (v. 67b) žes bya ba ni gzi las skyes pa ste) chu^{ci} ñe bar len pa dañ gzi^{ci} ñe bar len pa dag lhan cig byas pas chu brtan (D; P: bstan) pa^{ci} rañ bzin skyes pa^o //.
- (25) 法稱は、物の靜止を、受け支える依止（器）(Y₀) と受け支えられる物（棗）(X₁) との関係で捉え、これを依止の方から見て、依止が物を生起する、と解するのである。「それ（=棗）(X₁) より前の時点にある〔棗の質料因（X₀）〕の共同作用者（tatpūrvakṣaṇasahakārin）が、〔棗を受け支える〕器（Y₀）〔であり、この器〕が、〔直後の時点に、〕 その同じ所（=棗の質料因（X₀）のある所）に棗なる結果（X₁）を生起するので（janayat）〔この器は〕依止（ādhāra）と言われる。」(PVSV p. 70, 17-19.) この箇所は、太田心海教授の和譯研究にて翻譯される。「ダルマキールティ（法稱）著『正しい認識に關する評釋——自己推論章』および自註・和譯（四）第143偈～第162偈』『九州龍谷短期大學紀要』第34號，1988，p. 3 參照。
- (26) 以下の譯出の箇所のパラレル（PVSV pp. 70, 20-71, 25）は上掲太田論文に和譯される。
- (27) Cf. PVinṬ(Dh) 139a⁶: ldan pa de ji ltar gzi la mi ltos (D; P: bltos) par chu gcig ñid la °phrad pa °du ba ma yin /.
- (28) Cf. PVTṬ(Ś) 194a^{8-b1}; PVSVTṬ p. 280, 8-10: yadi tau……bhāvau saṃyogajanane, ādhārabhāvopagamane vā, pratyekaṃ samarthasvabhāvau, tadā kim ity anyonyam apekṣata iti.
- (29) Cf. PVinṬ(Dh) 139a⁶⁻⁷; PVinṬ(rG) 382, 1-2.
- (30) Cf. PVTṬ(Ś) 194b²⁻³=PVSVTṬ p. 280, 11-12: …… tat parasparasahitam api tādṛśam evāsamartham evākṣaṇikatvāt…….
- (31) Cf. PVinṬ(Jñ) 323a^{8-b1}: yañ dag par sbyor ba las (saṃyogena) gzi dañ chu dag yañ dag par sbyor ba de dañ ldan pa (žes bya bar mi °gyur ro //.)
- (32) Cf. PVSVTṬ p. 280, 13: saṃyogaṃ praty anupakāratvāt; PVinṬ(rG) 383, 1-2. Bu ston は、「依止底から、〔それと一緒にある〕水に對して補助作用を行わない」と解する。接合は、依止底と水との同時的存在において成立するが、同時に並存する兩者には、補助作用を及ぼし合うことはない、という意趣である（cf. PVinṬ(Bu) 513, 1-2）。なお、Dharmottara も、水が依止底との接合を有さないことを次の如く説明する。「水が或る物（ex. 依止底）と一緒にあると、そ〔の物〕はそれ（=水）に對して補助作用を行うのみである。それ故に、そ〔の物〕が存しても、〔水はそれとの〕接合を有することはないであろう。」(PVinṬ(Dh) 139b¹⁻²: gañ dañ chu lhan cig par gyur pa de ni de la phan °dogs par byed pa kho na ste / de°i phyir de yod kyañ ldan pa dañ bcas par mi °gyur ro //.) しかし、Bu ston

の記述と對比すると、點線の部分に否定詞を欠いている。否定詞を補わないと、文意が通らない様に思われる。

- (33) Cf. PVṬ(Ś) 194b²⁻⁴; PVSṬ p. 280, 11-14. (taddharmyāt は PVṬ(Ś) によれば, tadvat syāt と讀むべきであろう。)
- (34) Cf. PVinṬ(Bu) 512, 7-513, 1.
- (35) Cf. PVṬ(Ś) 194b⁴⁻⁷≃PVSṬ p. 280, 15-18 (yo yo は yo 'nyo と讀む); PVinṬ(Bu) 513, 2-3. なお, Jñānaśrībhadrā は, 他者説を, 水及び依止底と, 接合との間で, 相互補助作用が成立する, と解する (cf. PVinṬ(Jñ) 323b²⁻³).
- (36) Cf. PVṬ(Ś) 195a²≃PVSṬ p. 280, 22-23: na hi paro badarādīnām kuṇḍādeḥ sakāśāt svarūpotpattim vāñchati, svahetor eva teṣān niṣpatteḥ. 「何となれば 他者は, 器等より棗等の自性が生ずる, と主張 [でき] ないからである。それら [棗等] は自らの [質料] 因のみによって成立しているからである。」
- (37) Cf. PVinṬ(Jñ) 323b³: yañ dag par sbyor bas ni dus gcig pa^{ci} rten dañ brten (D; P: rten) pa dag °brel par (D; P: bar) byed pa^{ci} phyir…….
- (38) 註36参照。
- (39) Cf. PVin II pp. 18, 28-19, 5; PVSṬ pp. 53, 21-54, 4 (cf. PVSṬ p. 280, 28f.).
- (40) Cf. PVinṬ(Dh) 139b⁶⁻⁷: gañ gi phyir grub pa^{ci} rañ bžin rnam la phan pa °ga° yañ med pa de^{ci} phyir; PVinṬ(Bu) 513, 6-7.
- (41) Cf. PVinṬ(rG) 384, 4: rgyu °bras su ma gyur pa^{ci} phan °dogs pa mi srid pa de^{ci} phyir.
- (42) Cf. PVinṬ(Jñ) 323b⁵⁻⁶; PVinṬ(Bu) 513, 7; dños po don gžan gyi °brel pa mtshan ñid pa thams cad ni chos can /; PVinṬ(rG) 384, 3.
- (43) Cf. PVSṬ p. 54, 1-3; PVinṬ(Dh) 139b⁸. PVSṬ (p. 71, 2-4) における, 別々な物の間の諸結合關係は因果關係のみに基づくというこの定言は, 接合, 和合, 同一對象和合 (ekārthasamavāya) など, 他者の説く關係が因果關係にほかならない, という法稱説 (cf. PVSṬ pp. 69, 23-70, 12) の無矛盾性を證示する議論の結論である。
- (44) Cf. PVṬ(Ś) 195b²⁻³≃PVSṬ p. 281, 8-9: 「[燈火が瓶を顯現する場合, その瓶は, 瓶についての] 認識を生起し得るという自性を有して生じている [のであるが, 實は, その瓶は, 前時點にあった瓶から, 次の時點に同じ所に生じていたのであり, しかも, 前時點にあった] 燈火から <補助>¹⁾ 作用を受けることによって [生じているのである。この様な瓶の生成に関する作用が, 前時點の燈火から働く] ので [, その因果關係に基づいて] 瓶と燈火などの間には, 所顯現と能顯現 (vyaṅgyavyañjaka) として特相づけられる結合關係 (saṃbandha) がある [, と言われるのである] …。」
- 1) pradīpakṛtena ca とあるが PVṬ(Ś) sgron mas phan par byas pa (pradīpopakṛta) に従って譯出した。
- (45) PVinṬ(Dh) 140a⁴; PVinṬ(Jñ) 323b⁷ により, de dag <de> med na mi °byuñ ba……と, de を補う。但し, Jñānaśrībhadrā は, 「それら [支えるものと支えられ

るもの]は、それ(=接合)なしに「成立し」ない、というわけではない」と讀解する (cf. PVinṬ(Jñ) 323b⁷⁻⁸)。つまり、テキストを、*de dag <de> med na mi °byuñ ba <ma> yin pa……*と讀む。

- (46) Cf. PVinṬ(Dh) 140a⁴⁻⁶; PVinṬ(Bu) 514, 4: *bskyed bya skyed byed las phan pa, de las ldan pa, de las rten dañ brten pa zes brgyud pas rten dañ brten par rtogs pa don med pa^{ci} phyir ro //*.
- (47) Cf. PVinṬ(Dh) 140a⁶⁻⁷: *grub zin pa gnas par byed pa^{ci} phyir / g'zi yin gyi / ma grub pa skyed par byed pa^{ci} phyir ni ma yin no že na /*; PVinṬ(Bu) 514, 5.
- (48) Cf. PVinṬ(rG) 385, 4: *sñar ma grub pa gсар du skyed par byed pa^{ci} phyir ni g'zi ni ma yin no že na /*.
- (49) Cf. PVin III 312a⁴⁻⁶.
- (50) Cf. PVinṬ(Bu) 515, 1-2.
- (51) Cf. PVinṬ(rG) 386, 2-3.
- (52) Cf. PVinṬ(rG) 387, 1-2: *……°og g'zis chu^{ci} bdag ñid du gyur pa^{ci} thur du ltuñ ba^{ci} khyad par ñams pa dañ mi gyo bar gnas pa^{ci} khyad par skyes pa med pa^{ci} phyir /*.
- (53) Cf. PVinṬ(Dh) 140b⁶⁻⁷: *……°eggs °ba° žig tu ma zad de / khyad par de yañ bdag ñid g'zan yin pa^{ci} phyir dños po ni ltuñ (D; P: ltañ) ba ldog pa med pa de^{ci} bdag ñid kho na yin no //*; PVinṬ(Bu) 515, 4-5.
- (54) Cf. PVinṬ(Dh) 140b^{8-141a1}; PVinṬ(Bu) 515, 6: *ltuñ ba^{ci} bdag ñid du gyur pa^{ci} gegs sam khyad par byed do že na /*.
- (55) Cf. PVSṬṬ p. 283, 23f.: *ādhāraḥkṛtenārthāntareṇa pātapatibandhena badarāder apātaḥ kriyata iti cet*; *ibid.* 283, 25f.: *yo 'yaṃ pratibandhākhyaena padārthenāpātaḥ kriyate……*.
- (56) Cf. PVinṬ(Dh) 141a¹⁻²; PVinṬ(Jñ) 324b¹; PVinṬ(Bu) 515, 6-7.
- (57) 即ち、「[日常的に用いられる]「非存在を作る (abhāvaṃ karoti)」という表現では、非存在といわれる様な何等かの作られるもの (kārya) が意趣されるわけではない。」(PVSṬṬ p. 284, 9-10.) (下線は PVSṬṬ p. 71, 19.)
- (58) Cf. PVinṬ(Dh) 141a⁴⁻⁵: 「[或る要因から或るもの (A) を] 作る作用 [が働く] ならば、[それ (A) は] 必ず存在するものである (lit. 能作は存在によって包攝される) (byed pa ni yod pas khyab pa yin la)。[他者は、落下の] 非存在 [なる落下阻止] に對しても作る作用が [依止底には] ある [とみなす]。従って [非存在が] 必ず存在になる [という矛盾を生ずる]。]; PVTṬ(Ś) 196b⁸=PVSṬṬ p. 284, 10-11: *abhāvasya kāryatvād bhāva eva syāt*.
- (59) Cf. PVin III 312b³⁻⁴.
- (60) Cf. PVinṬ(Dh) 141a⁵: *g'zan ñid yin na ni ltuñ ba °am thug pa med par*

『知識論決擇』第三章（他者の爲の推論章）和譯研究 ad vv. 64-67（下）（岩田）

°gyur ro zes sña ma bzin du thal ba^{ci} phyir…….

- 61) Cf. PVSVT p. 284, 20-21: pātapratibandhasyābhāvamātratvenākāryatve ; PVT (Ś) 197a².
- 62) Cf. PVinṬ(Bu) 516, 4: rañ ñid ltuñ ba^{ci} chos can de lta yin dañ…….
- 63) この箇所は、Tib. 譯では偈文の形式で譯されていないが、前偈（第67偈前半）に準じて、“語を補う” (rjes su °jug anu √vṛt*), と註解にあるので (cf. PVinṬ(Jñ) 324b⁶⁻⁸; PVinṬ(rG) 390, 3-4), これによって、この箇所が同偈後半の部分であることが示唆される。
- 64) Cf. PVinṬ(Dh) 141b⁷-142a¹; PVinṬ(Bu) 517, 3-4.
- 65) Cf. NV pp. 148, 11, 149, 4ff.; NVTṬ p. 149, 21f.
- 66) Cf. NVTṬ p. 148, 22ff.
- 67) Cf. PVSVT p. 49, 24ff. (註7参照); NM² p. 344, 11ff.
- 68) Cf. TSP p. 16, 13-14.

略 號

PDhS see NKand

NKand Praśastapādabhāṣya with Commentary Nyāyakandali by Sṛīdhara Bhatta, ec by Pt. Durgādhara Jhā, Varanasi 1977.

Appendix

PVin III 311b⁴⁻⁸ (=D 213b⁷-214a²): P tatrāpi

atitaikakālānāṃ gatis

nānāgatānāṃ vyabhicārāt……tasmād iyam

kāryaliṅgajā // (PV I v. 10c''d)⁽¹⁾

……⁽²⁾etena pipīlikotsaraṇamatsyavikārāder varṣādyanumānam uktam, tatrāpi bhūta-……eva varṣahetuḥ pipīlikādisaṃkṣobhādihetur iti.⁽²⁾ (PVSV p. 8, 6-15)

C (1) PV I v. 10cd: TarR p. 89, 4. (2) NBhūṣ p. 294, 18-20.

PVin III 311b⁷ (=D 214a³) cf. TBV p. 594, 19f.: yad api “gotvād viṣāṇi” ityādaṃ “samudāyavyavasthāyāḥ kāraṇaṃ samudāyinaḥ” ity abhīhitam, tatra…….

PVin III 312a¹ (=D 214a⁶) cf. DhPr p. 115, 25f.: tādr̥ṣaṃ ca jalam ādhārasya kāryam eva; TarR p. 89, 16: jalasya punaḥ sthairyam upārjitam ādhāraṇataḥ (text: -ṇātaḥ).

PVin III (D 214a⁵)(P om.) cf. TarR p. 89, 16f.: sthiraṃ jalam ādhāraṃ gama-yati kāryatayāiva.

PVin III 312a²⁻⁷ (=D 214a⁷-b⁴): P kiṃ tarhi. saṃyogakṛtaḥ. kiṃ……sa tayor……saṃyogaḥ. tābhyāṃ jananāt samavāyād vā. sa kim ekatrāiva na samavaiti janyate vā. tasyāsāmarthyāt. tad asamarthaṃ pṛthak tat sahitam api tādr̥ṣam

evēty anupakāratvān na saṃyogena tadvat syāt. sahitasya tadanyopakārād viśeṣotpatteḥ sāmartyam. ko 'yam ajanyajanakabhūtānām upakāraḥ, svarūpasya siddher akāryatvāt, pararūpakriyāyām api tatrānupakārāt. ubhayathākārakasyā-kimcitkaratvenānupakāratvād ity uktaprāyam. tasmāt ¹ sarva eva vastusaṃ-bandhā janakasyāivōpayogaviśeṣavaśāt pravibhāgena kāryakāraṇabhāvād vy-avasthāpyante.¹⁾ tad ayaṃ kuṇḍādīnām apy ādhārabhāvo badarādiṣu jananaśaktir eva. (PVSV pp. 70, 20-71, 5)

C (1) TarR p. 109, 5-6.

PVin III 312a³-b¹ (=D 214b⁶): P... sthithetutvād ādhāro na janañāt (PVSV p. 71, 11-12)

PVin III 312b¹⁻³ (=D 214b⁵⁻⁷): P... pātapratibandhāt.....sthāpako bhavet. sa hi pātapratibandho nārthāntaram eva yaḥ sthāpayitrā kriyeta. arthāntaratve tatrāiva.....upayoga iti kaḥ patataḥ pratibandhaḥ. pratibandhād apāte 'pi tulyaḥ paryanuyogaḥ..... (PVSV p. 71, 13-17)

PVin III 312b⁴⁻⁶ (=D 215a¹⁻³): P tasmāt pātābhāvaḥpratibandhaḥ sa kathaṃ kenacit kriyate.nābhāvo nāma kaścit....., tasya kathaṃcit kāryarū-patve 'bhāvāyogāt. tasmād bhāvakriyāpratiśedha- eṣa bhāvaṃ na karotīti yāvat. (PVSV p. 71, 18-21)

PVin III 312b⁷⁻⁸ (=D 215a³⁻⁴): P tathā caakimcitkaraḥ.....kaḥ kasya sthāpako nāma. tenāyaṃ kenacid apratibaddha iti na kadācit tiṣṭhet. tasmāt pātapratibandha ity api kṣaṇikānām bhāvānām upādānasamānadeśotpādanam ucyate. (PVSV p. 71, 21-25)

PVin III 312b⁸-313a¹ (=D 215a⁶) cf. (tādṛśaṃ ca jalam ādhārasya kāryam eva,) tādṛśī ca balākā salilasya. (DhPr p. 115, 26)

PVin III 313a²⁻³ (=D 215a⁶⁻⁷): P tena nānyo hetur gamako 'sti. apratibad-dhasvabhāvasyāvinābhāvaniyamābhāvāt. (PVSV p. 8, 12-13)

PVin III の和譯に際しては、Steinkellner 教授の御好意により、Frauwallner 博士の筆寫されたデルゲ版テキストも使用させて頂いた。そのテキストには、大部分の PVin III の偈文、及び、散文の一部に對應する PV の偈文番號や PVSV などの頁數が記載されており、和譯の參考になった。Steinkellner 教授に深謝の意を表する次第である。